

茨城県公園サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県が管理する都市公園（以下「公園」という。）における環境美化活動等のボランティア活動を支援し、よりよい環境の保持、賑わいのある公園づくりを進めることを目的として、茨城県公園サポーター制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 公園において環境美化活動等のボランティア活動を行おうとする者は、公園の環境美化活動等に意欲をもつ原則5人以上で構成される団体（以下「公園サポーター」という。）とする。

(活動内容)

第3条 公園サポーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 公園の清掃、除草及び草花の植栽等の美化作業に関すること
- (2) 公園の巡視に関すること
- (3) その他公園ボランティア活動に関すること

(登録)

第4条 この要綱に定める公園サポーターの活動を行おうとする者は、当該公園を管理する土木（工事）事務所長、工務所長及び保健体育課長（以下「所長等」という。）に、登録申込書（様式1）を提出するものとする。

- 2 所長等は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認められるときは、公園サポーターの活動を行おうとする者と速やかに茨城県公園サポーター制度協定書を取り交わすものとする。
- 3 所長等は、前項の協定書を取り交わしたときは、登録台帳（様式2）に登録するとともに、公園サポーターに登録認定証（様式3）を交付するものとする。
- 4 公園サポーターは、登録事項の変更があった場合は、所長等に届け出るものとする。

(公園サポーターの責務)

第5条 公園サポーターは、活動に当たり所長等と取り交わした協定書の内容を遵守しなければならない。

- 2 公園サポーターは、自己の責任において活動に参加し、安全に十分配慮しなければならない。
- 3 公園サポーターは、活動に当たり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。
- 4 公園サポーターは、活動に当たり危険のある行為又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(登録の抹消)

第6条 公園サポーターとしての登録の抹消を希望する場合は、所長等に登録抹消届（様式4）を提出するものとする。

(県の支援)

第7条 所長等は、公園サポーターの活動に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要な用具等の貸与
- (2) 傷害保険への加入
- (3) その他公園ボランティア活動に必要な支援

附 則

この要綱は、平成17年 7月 1日から適用する。

附 則

本改正は、平成20年 2月 1日から適用する。

附 則

本改正は、平成20年 4月 1日から適用する。

附 則

本改正は、平成21年 4月 1日から適用する。